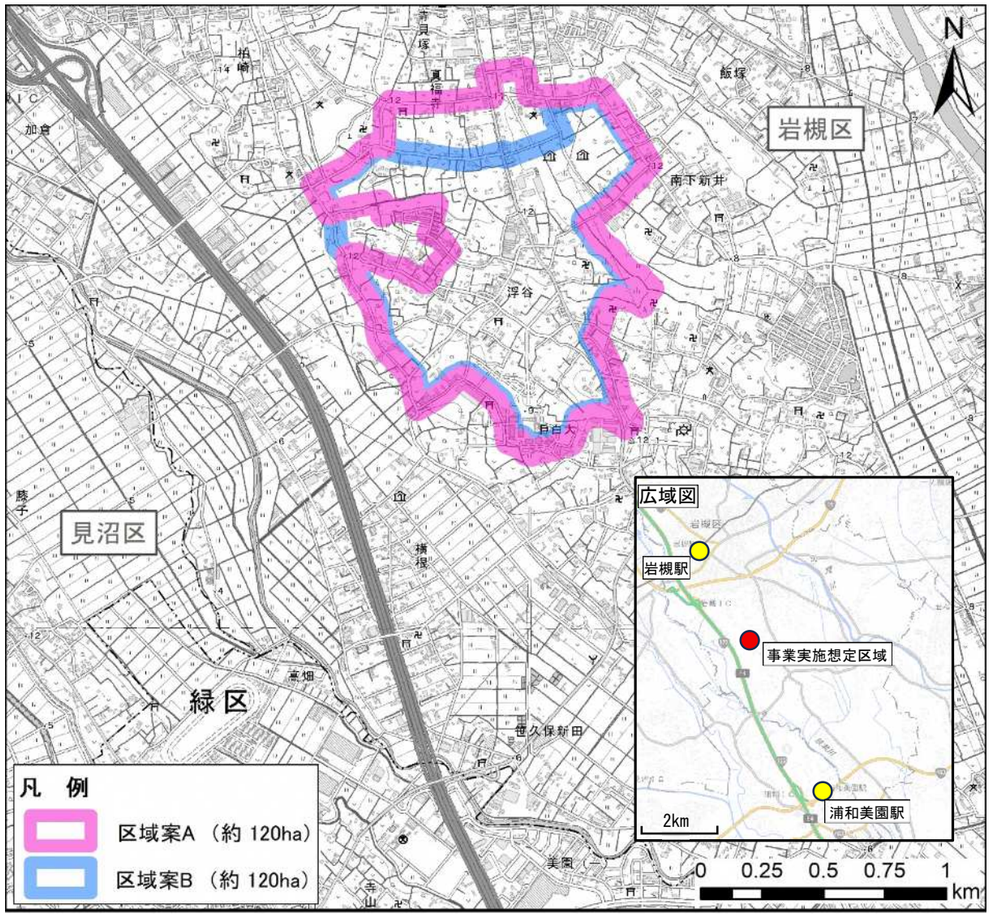
（仮称）地下鉄７号線中間駅周辺地区土地区画整理事業　計画段階環境配慮書のあらまし

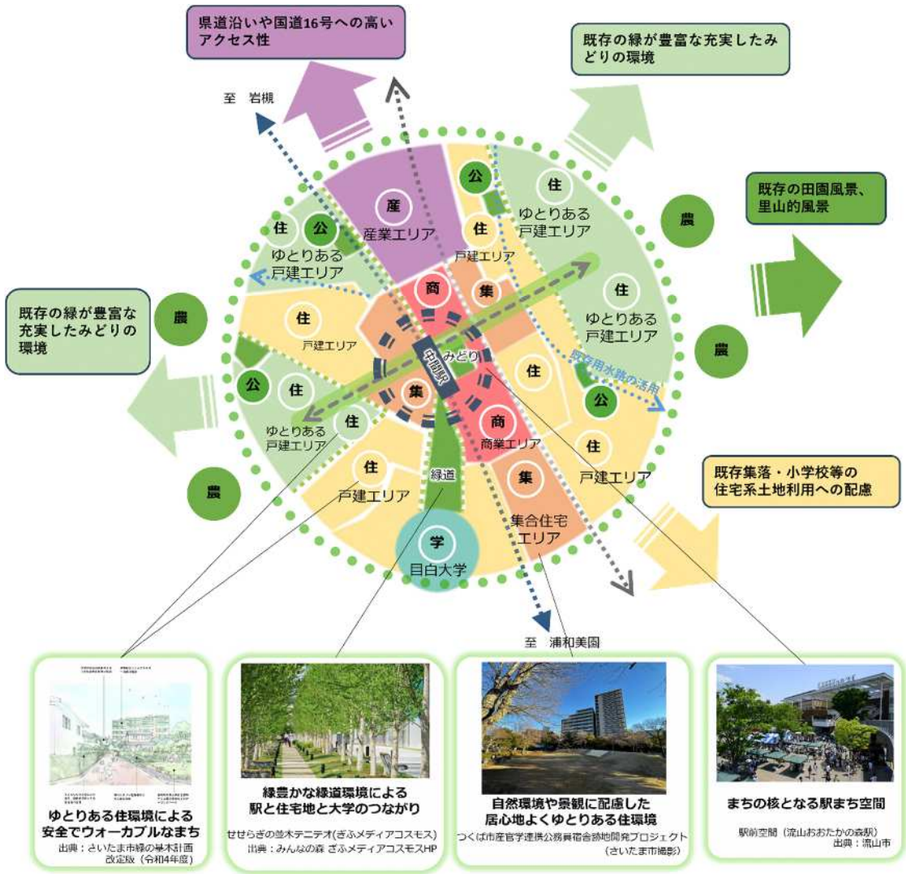
対象事業の概要

都市計画第一種事業を実施しようとする者の名称及び所在地	名称	さいたま市
	代表者の氏名	さいたま市長　清水　勇人
	所在地	さいたま市浦和区常盤六丁目４番４号
都市計画第一種事業の名称及び種類	名称	(仮称)地下鉄７号線中間駅周辺地区土地区画整理事業
	種類	土地区画整理事業
都市計画第一種事業の目的		本事業は、延伸により設置が予定される中間駅周辺に新たなまちを形成することを目的としており、鉄道延伸の取組と一体となって計画を進めています。現在、中間駅周辺地区は、市街化調整区域に位置し、自然的土地利用が半数を占めている自然豊かな環境となっています。その環境を活かし、環境・社会・経済それぞれの側面で重要な役割を担っているみどりを活かした豊かなまちをつくることを目指しています。また、公共施設の整備改善と宅地の利用促進を図るため、土地区画整理の手法を用いて土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行います。
事業実施想定区域の位置		さいたま市岩槻区浮谷地内外



都市計画第一種事業の内容

複数案について	・　位置及び規模に関し、事業実施想定区域案Ａ及び事業実施想定区域案Ｂ（以下「区域案Ａ」、「区域案Ｂ」という。）の２案を検討しました。 ・　区域案Ａについては、事業性及び社会性の観点から、都市化が進んでいるエリアを除く設定としました。 ・　区域案Ｂについては、西側の区域線を整形化することによる一体的な区画整理の実施を念頭に置いた設定としました。
公共施設の配置	・　都市計画第一種事業に係る公共施設は、将来の土地利用に整合した道路や公園等の整備を検討しており、配置については、今後の環境影響評価手続等も踏まえて、計画を具体化していきます。
ゾーニング・土地利用	・　駅まで徒歩 10 分程度（半径約 800m）の範囲を基本とし、ウォーカブルでみどり豊かな環境として整備し、対象エリア内に都市機能が集約するように各種機能を誘導します。 ・　既存のインフラも維持し、みどりのグリーンインフラとしての見える化による住民の自然観の醸成を目指します。また、みどりを地域の文化・歴史を示すものとして捉えたゾーニング計画を行います。 ・　水路や幹線道路沿道の土地・建物における緑化、高架下の空間を活用した新たなみどりの創出等により、みどりのネットワークの創出を図ります。



R8.10 さいたま市都市戦略本部未来都市推進部

計画段階配慮事項として選定した項目

環境要素の区分		影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用	
			敷地の存在（土地の改変）	構造物の存在
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動　物	重要な種及び注目すべき生息地	○	－
	植　物	重要な種及び群落 巨樹・巨木林及び注目すべき生育地	○	－
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	－
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景　観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	○	○
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	○

影響の回避・低減の検討

計画段階配慮事項として選定した各環境要素について、２つの区域案の影響を比較した結果を下表に整理しました。区域案 A・B ともに一定の影響は想定されますが、重大な影響は想定されず、影響は回避・低減されているものと評価しました。

今後、検討を重ね、詳細化する事業計画内容を踏まえ、環境影響評価手続きを進めるなかで、右記の環境配慮方針をより具体化していきます。

環境要素	区域案 A	区域案 B
動物	△ 重要な種の生息環境・注目すべき生息地が、事業実施想定区域内に存在するが、周囲に同様の環境が存在し、影響の程度は小さい。	
植物	△ 重要な種の生育環境・注目すべき生育地が、事業実施想定区域内に存在するが、周囲に同様の環境が存在し、影響の程度は小さい。	
生態系	△ 地域を特徴づける生態系が、事業実施想定区域内に存在するが、周囲に同様の環境が存在し、影響の程度は小さい。	
景観	△ 景観への影響に関して、区域案 A 及び区域案 B ともに一定の影響が想定されるものの、今後、事業計画検討の進捗にあわせて環境配慮方針の具体化を進め、景観への配慮のための措置を検討していくことから、影響は回避・低減されているものと評価する。	
人と自然との触れ合いの活動の場	○ 人と自然との触れ合いの活動の場である公園、ウォーキングコース等、文化財などは、区域案 A 及び区域案 B ともに区域内に存在しないため、影響は軽微であり、回避・低減されているものと評価する。	
総合比較	△	△

○：影響は軽微と想定される　△：一定の影響が想定される　×：重大な影響が想定される

＜環境配慮方針＞

環境要素	環境配慮方針
動物	・事業実施想定区域に存在する地域森林計画民有林や屋敷林など、動物の生息場所となっている既存のみどりを活用したまちづくりを推進します。 ・みどりの連続性（ネットワーク）を確保し、動物の生息環境の分断回避に努めます。 ・地域の潜在自然植生を考慮し、可能な限り在来種を用いて、緑化の推進に努めます。 ・調整池等の水辺を自然環境と一体で整備し、良好な動物の生息環境の創出に努めます。 ・今後検討される工事計画など、具体化された事業計画に基づき、適切な環境の保全のための措置を検討します。
植物	・事業実施想定区域に存在する地域森林計画民有林や屋敷林など、既存のみどりを活用したまちづくりを推進します。 ・みどりの連続性（ネットワーク）を確保し、植物の生育環境の分断回避に努めます。 ・地域の潜在自然植生を考慮し、可能な限り在来種を用いて、緑化の推進に努めます。 ・調整池等の水辺を自然環境と一体で整備し、良好な水辺植物の生育環境の創出に努めます。 ・今後検討される工事計画など、具体化された事業計画に基づき、適切な環境の保全のための措置を検討します。
生態系	・事業実施想定区域に存在する地域森林計画民有林や屋敷林など、生態系の基盤となっている既存のみどりを活用したまちづくりを推進します。 ・みどりの連続性（ネットワーク）の確保に努めます。 ・地域の潜在自然植生を考慮し、可能な限り在来種を用いて、緑化の推進に努めます。 ・調整池等の水辺を自然環境と一体で整備し、良好な水辺環境の創出に努めます。 ・今後検討される工事計画など、具体化された事業計画に基づき、適切な環境の保全のための措置を検討します。
景観	・事業実施想定区域に存在する地域森林計画民有林や屋敷林といった既存のみどりの活用や、みどりの連続性（ネットワーク）の確保など、緑地景観の創出及び景観への影響緩和に努めます。 ・ゆとりある住環境の形成を目指した土地利用の適切な配置により、景観への影響緩和に努めます。 ・住宅地におけるみどりやコモンスペース等のルール作りにより、景観に配慮した住環境を創出します。 ・今後検討される工事計画など、具体化された事業計画に基づき、適切な環境の保全のための措置を検討します。
人と自然との触れ合いの活動の場	・事業実施想定区域に存在する地域森林計画民有林や屋敷林といった既存のみどりの活用や、みどりの連続性（ネットワーク）の確保など、緑地の創出及び快適な歩行空間整備に努めます。 ・今後検討される工事計画など、具体化された事業計画に基づき、適切な環境の保全のための措置を検討します。

目標との整合性

本事業においては、環境への重大な影響は予測されていないほか、既存のみどりとして自然資源を活用する事業方針の下、事業実施想定区域に含まれる緑地が活用・保全対象として検討されています。

よって、「第２次さいたま市環境基本計画（改定版）」（令和８年３月、さいたま市）等によって目指されている、自然資源を活用した課題解決・自然共生型社会の構築といった施策方針に沿った内容となっているものと評価します。